

Vol.27 商工通信 2012年7月

なめやま May

亀山商工会議所

〒519-0124 亀山市東御幸町 39-8

TEL 0595-82-1331 FAX 0595-82-8987

http://www.kameyama-cci.or.jp/ifm

http://www.kameyama-yeg.jp 〈青年部〉

(関支所)

〒519-1111 亀山市関町新所 664

TEL 0595-96-0330 FAX 0595-96-2326

目次

- 1 議員総会
- 2 青年部
- 3 女性部・新入会員紹介
- 4 自然薯プロジェクト
法務セミナー
- 5 相談所コーナー
- 6 会員紹介・労働保険
算定基礎届

地域経済の活性化へ

更なる飛躍を目指し
通常議員総会を開催し

去る六月二十八日（木）、亀山商工会議所通常議員総会を亀山商工会館二階ホールで開催し、左記の三議案について協議をしました。

一、「副会頭一名補充選任について」

二、「平成二十三年度事業報告並びに一般会計・特別会計収支決算承認について」

三、「平成二十四年度一般会計・特別会計収支補正予算（案）について」

冒頭、挨拶に立った岩佐会頭は「極めて厳しい地方経済の状況下において、六十年余の永きに亘り、多くの会員の皆様に支えられた、歴史ある地域総合経済団体である商工会議所が地域経済の中核的存在として、地域や企業を取り巻く様々



な課題を克服し、より活躍していく必要があり、役員・議員各位のご支援、ご協力のもと、商工会議所一丸となって、更なる事業活動を展開して参りたい」と語りました。

次に、前年度末を以って退任された長田前会頭に対して、日本商工会議所・亀山商工会議所会頭の連名による感謝状と三重県産業教育振興会の感謝状が岩佐会頭より、また日本電信ユーザ協会からの感謝状が同協会横田事務局長より贈呈されました。

続いて、議案第一号の議事に入り、一号議員の櫻井八郎氏（株）プラザチェーン 代表取締役）が副会頭として選任されました。

議案第二号においては、平成二十三年度末の会員数の状況や昨年度取り組んだ創立六十周年記念事業等の事業活動について報告。平成二十三年度の一般会計収支決算額は七二、六九八千円、また、中小企業相談所特別会計の収支決算額は三三、七七八千円と上程され、いずれも満場一致で承認されました。

議案第三号においては、本年度、新たに取組む事業により補正された、一般会計収支補正予算額が八一、二五〇千円、また中小企業相談所の特別会計収支補正予算額が四一、四〇〇千円と上程され、いずれも満場一致で承認されました。

記念講演

演題 「三重県のこれからの産業政策について」
講師 三重県副知事 石垣英一氏

総会に続いて開催された記念講演では、三重県の成長戦略の中核である、みえ産業振興戦略の概要に加え、石垣副知事から見た三重県政の状況、歴任された四日市港の現状から見た我が国経済の状況などをお話いただき、出席議員全員、熱心に講演を聴講しました。



記念講演会終了後、議員懇談会が開催され、岩佐会頭の開会挨拶に続き、ご来賓を代表し、櫻井亀山市長よりご挨拶をいただきました。

その後、小坂亀山市議会議長の乾杯で、ご来賓の方々と出席議員は情報交換と更なる親睦を深め、長田三重県議会議員の中締めで、盛会裡のうちに終了しました。

青年部通信

三重県商工会議所青年部連合会
三重県連大会 亀山大会

来る九月一日(土)亀山市文化会館にて三重県連大会亀山大会を亀山商工会議所青年部主管のもと開催致します。この事業は十二年に一度しか回って行くことのない貴重な事業になります。

『集え亀山へ！ 掴めチャンスを一！』を大会スローガンに掲げ、若手育成事業(第一分科会・第二分科会)・基調講演・記念式典・懇親会を行います。

第一分科会は、経営力UPに繋がる八つのテーマごとに専門家をコーディネーター役として招き、青年部同士が自社の課題や問題点を語り合いながら、解決策等を見つけたし、今後の企業経営に役立つよう交流会を行います。

また、第二分科会では、昨年発生した東日本大震災や三重県南部に甚大な被害を与えた台風等の自然災害時に事業継続する為の事前準備について学びます。

基調講演には、獨協大学教授であり経済アナリストの森永卓郎氏をお招きし、「中小企業の今後と日本経済」をテーマに講演していただきます。

なお、この基調講演は一般公開となつ

ておりますので、会員の皆様、是非足をお運びください。

三重県連大会亀山大会

実行委員長より

永年に亘りYEG活動を経験し、様々な先輩方からYEGの存在意義について熱い指導を受け、ここまで成長させていただきました。

これまでの経験をもとに、三重県内の若手経営者が集う県連大会を、『主管単会の成長はもとより、参加者自身が目的意識を持って参加し、各事業所の今後の発展に寄与する』ものとして考えています。

亀山YEGにとって、県連大会の主管は初めての体験です。この大会を実行するにあたり、『どうすれば参加事業所の発展につながる県連大会となるのか』を会員同士が熱く語り合うことで、更に友情・団結力が増し、必ずやスキルアップに繋がると考えています。

様々なアイデアを集約し、失敗を恐れずチャレンジする気持ちで、亀山YEG一丸となり充実感のある県連大会を目指します。

三重県連大会 亀山大会 『基調講演』

講師：森永卓郎 氏
時間：十五時から十六時三〇分
受付：十四時三〇分から
場所：亀山市文化会館

※入場料は無料です。座席に限りがございますので、先着順とさせていただきます。予めご了承下さい。



亀山市関宿納涼花火大会

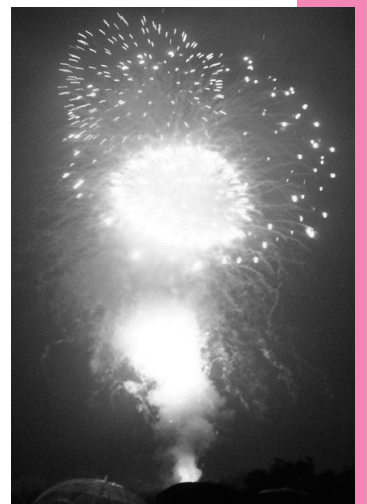
今年で二十一回目を迎える亀山市の夏の風物詩「亀山市関宿納涼花火大会」が八月十八日(土)午後七時三十分より鈴鹿川河川敷の亀山市消防本部関消防署西側グラウンドで打上げをします。(雨天時は十九日(日)二十五日(土)二十六日(日)にそれぞれ順延)

また花火実行委員会による会議を数回行い、花火大会当日に向けて準備を着々と進めていきます。その全てを統括するのが、実行委員長である豊田知生さん、委員長を支えるのが山本力さん・清水隆啓さん・板谷英治さんの三人の副実行委員長です。



今年もプロゲラムとして、昨年復活いたしました。最後に昨年以上にメンバーが一致団結し、みなさまに感動していただける花火を打ち上げますので、是非、当日会場までお越し下さい。

※花火当日は駐車場にも限りがありますので、公共交通機関を御利用ください。また、お酒を飲まれる方は飲酒運転しないでください。



「青年部」新入会員募集!

〜ニューリーダーとして

将来の亀山を創造しませんか?

亀山商工会議所青年部は、商工業の経営者、後継者として指導力、会話法などを学ぶための、様々な研修・講習会などを行い、個人の人格見識を高め、商工業全般の健全な発達を図るとともに、市内の若手経営者と異業種交流を図り、地域商工業の振興に寄与することを目的に活

動しています。

「設立」平成三年三月二十二日「会員数」七十四名「入会資格」会員事業所の経営者・後継者などで、入会時満四十五歳未満の方「事業内容」①月例会・全会員の会議②委員会・会員は四委員会ある中の一委員会に所属し、会議に参加します。

【お問い合わせ先】

亀山商工会議所 青年部

TEL 八二一―一三三三

九六―〇三三〇



かめやま自然薯プロジェクト

かめやま自然薯プロジェクトのご紹介

亀山商工会議所では、亀山産の自然薯を活用した新商品開発に平成二十二年度より取り組んでいます。

自然薯は、平成二十三年五月に県の地域産業資源に認定された、亀山の特産品で、中小企業者が亀山の自然薯を活用した「地域産業資源活用事業計画」を策定し、国の認定を受けると、補助金や低金利融資などの国の支援を受けることができます。

本プロジェクトは、会員事業所の中から自然薯を活用した土産物やグルメ商品の商品開発に意欲的な十一事業者に、生

産者と行政等の支援機関を加え、平成二十三年八月～二十四年七月の一年間活動してきました。

参加事業所それぞれの熱心な商品開発に加え、当商工会議所でもパッケージデザインやレシピア作成に対する専門家派遣等の支援をさせていただき、完成度の高い商品づくりに取り組んでいます。

事業終了後は、いくつかの新商品が市内で販売見込ですので、ご期待ください。



当所では本年度より、法律相談を偶数月第一火曜に開催します！

平成二十四年度第二回法律相談会のご案内

亀山商工会議所では、弁護士による中小企業のための経営法務に関する相談会を開催致します。秘密は厳守とし、会員は相談無料（但し、原則一人三十分程度迄）です。お気軽にご相談下さい。

日時 八月七日（火）午後一時三十分～四時（一人約三十分・先着五名まで）

場所 亀山商工会館

（亀山市東御幸町三九一八）

相談内容（例）

取引先とのトラブル・様々な契約上の問題や、売掛金・手形・貸金等、債権回収など）

事業承継（会社内の後継者問題や、親

族間等の遺産相続・財産分与・贈与など）

人に関する問題（労・使間のトラブルや従業員を抱える法律上の問題への対応など）

不動産（土地・建物の賃貸・売買契約）、交通事故、離婚、債務整理（クレジット・サラ金等）など、様々な法律上のトラブルについて

相談員 楠井法律事務所所属 弁護士

※なお、申込は先着順とし、定員になり次第、締め切らせて頂きます。つきましては、ご相談ご希望の方は折込のチラシ

に必要事項をご記入のうえ、当所へ（TEL 〇五九五）八二一・三三三、FAX 八二一・八九八七）までお早目にお申し込み下さい。

生命共済制度ご加入の事業所役員、従業員の方の退職等に伴う異動は、ありませんでしょうか。

生命共済は役員及び従業員の福利厚生制度として活用いただける、死亡保障、高度障害保障、入院給付金、ガン死亡保険金付き共済です。

生命共済制度にご加入の事業所で、新規雇用や退職などに伴う異動や加入者氏名の変更・事業所の住所変更・代表者変更などが発生する場合はお早めにご連絡ください。また、所定の用紙を持って担当者が手続きに参ります。

加入、脱退手続きはもちろん、加入状況等の確認・給付の請求をしたい場合もご遠慮なく商工会議所、または、アクサ生命までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

《連絡先》

亀山商工会議所

TEL 八二一・三三三

アクサ生命保険(株)亀山分室

TEL 八三三・四〇一六



登録内容に変更が生じた場合、当所へご連絡をお願いします！

会社名、代表者名、住所などが変更になった場合、当所までご一報いただくか当所ホームページに掲載している「会員基本項目変更届」に必要事項をご記入の上、メールまたはファックスでお送りください。

保険をくりと変える。
AXA アクサ生命
redefining / standards

保険を「再定義」する

アクサの医療保険シリーズ

<p>アクサの一生保障の医療保険 プライム1</p>	<p>アクサの一生保障の医療保険 プライム2</p>	<p>アクサの一生保障の医療保険 がん入院日数無制限型</p>	<p>新登場 アクサの一生保障の医療保険 OKメディカル</p>	<p>アクサの医療保障のがん保険</p>
----------------------------	----------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	----------------------

アクサの医療保険シリーズの各商品には、アクサのメディカルアシスタンスサービスが付帯されます。

<p>アクサのメディカルアシスタンスサービス</p>	<p>24時間電話健康相談サービス</p>	<p>メディカルコンサルテーション（名医によるサービス）</p>
----------------------------	-----------------------	----------------------------------

※アクサのメディカルアシスタンスサービスは、対象商品の被保険者に業務委託先であるティーベック株式会社から提供されます。アクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。

アクサの医療保険シリーズの各商品には、先進医療に備えらるる特約をプラスできます。

— 新登場 —

先進医療 **まるごとサポート**

先進医療給付特約(12)
限定告知型先進医療給付特約
ガン先進医療給付特約(12)

あしたも、そのさきの未来も、あなたに笑っていてほしいから。保険のご相談は、アクサ生命へ。

■保険金などをお支払いしない場合などの制限事項について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■この案内は商品の概要を説明しています。ご契約の際は、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ（専念金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など）を共済制度／福祉制度でサポートします。また、経営者・従業員のみならず個人の自助努力による医療保障、生活保障、財産形成などのニーズにお応えする各種プランもご用意しています。貴事業所でも、ぜひ商工会議所の共済制度／福祉制度の活用をご検討ください。

<引受保険会社>アクサ生命保険株式会社 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7777（代表）http://www.axa.co.jp/life/

<お問合せ先> 四日市支社 鈴鹿営業所 亀山分室 亀山市東御幸町39-8 TEL 0595-83-4016

AXA-B-120515-0245/9F7

商工会議所は、経営のホームドクターとして、中小企業の設備投資をはじめ、様々な前向きな取り組みを支援しております。

既に本年5月号にてご案内致しましたが、当所の要望が実現し、本年度より国・県の商工会議所扱いの2つの公的融資制度への亀山市の助成制度が新設・拡充されました。

ともに当商工会議所の経営指導を6ヶ月以上受けている小規模事業者（常時使用従業員数が20人以下（但し、商業・サービス業は5人以下）の事業者）を対象とし、融資限度枠は1,500万円ですが、融資期間、保証条件等、異なる点もあり、また、申し込みをご希望の場合、一定の要件がありますので、詳しくは亀山商工会議所 中小企業相談所（TEL 82-1331）までお問い合わせ下さい。

実質金利水準のイメージ

※表中の金利水準はイメージであり、変動することがあります。

国(日本政策金融公庫)の小規模事業者経営改善資金(マル経融資)

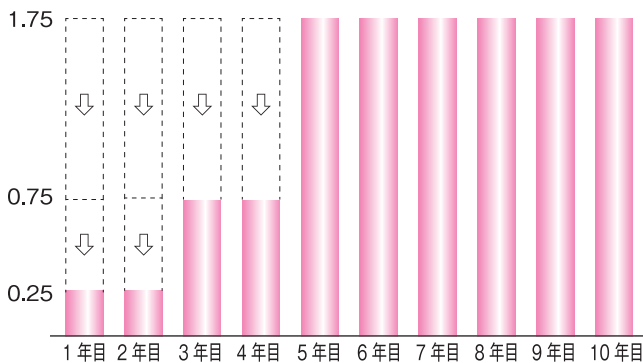
※但し、利率低減措置の対象資金は設備資金のみで、運転資金は従来通り。

【内訳】

- ・0.5%相当(最長2年)分は、日本公庫独自の低減措置。
- ・1%相当(最長5年)分は、各自亀山市への申請が必要。

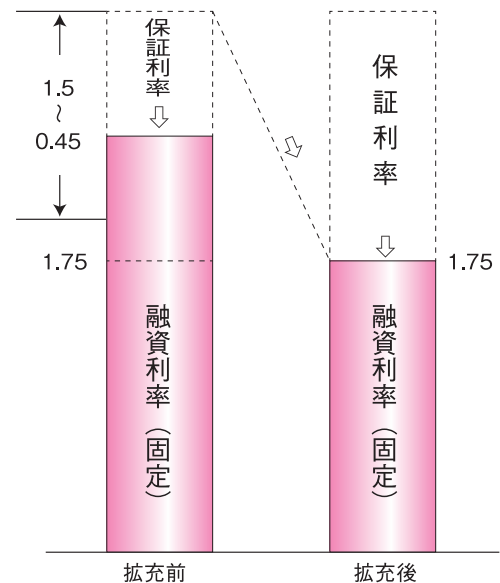
(注) 各年度末までに、各自申請をお忘れなく。

<貸付利率の推移>



三重県の小規模事業資金

運転・設備資金を問わず、信用保証料の助成が1/2相当から全額に拡充。亀山市への申請が必要。



毎月納付している事業主の方は、給与を支払った月の翌十日が納付期限となっておりますが、税務署に納期特例を申請しますと一月から六月分は七月に、七月から十二月分は一月に、と半年分ずつまとめて納付できるようになります(給与等の支給人員が常時十人以下の事業所に限る)。毎月納付に手間がかかってお困りの方はこちらをお勧めいたします。詳しくは亀山商工会議所までお問い合わせ下さい。

※毎月、源泉所得税を納めている事業主の方へ

税額の計算方法が分からない方や何かご不明な点がある方は必要書類を持参していただき、亀山商工会議所までお越し下さい。職員が対応させていただきます。また納付税額が「0」であっても納付書を税務署に提出していただく必要がありますのでご注意ください。

夏季の源泉所得税の納付期日が迫ってきています！

夏季の源泉は七月十日(火)が納付期日となっております。納付期日を一日でも過ぎますと不納付加算税として5%上乘せして納付しなくてはならなくなり、また大幅に期日を過ぎますと延滞税も掛かってくる恐れがありますのでお早めに納付して下さい。

会員紹介

補聴器プラザあすなる

栄町でお店を始めて十七年目を迎えます。おかげさまで沢山の方と補聴器を通してお付き合いをさせて頂いています。

補聴器を付けて話し声が聞こえた瞬間のお客様のイキイキとした喜び溢れる笑顔は、私たちスタッフ一同の励みであり、「市内の一人でも多くの方にお耳から元気になって頂きたい」をモットーに頑張っています。

平成二十三年に亀山市では唯一の『認定補聴器専門店』の認定を受けました。専門機器があり認定補聴器技能者がいるお店にしか取れない厳しい制

度です。

困った時にすぐ相談できる身近なお店作りを目指して日々奮闘しています。ご家族一緒にお気軽にご来店下さい。



店内にスタッフ手作りのお耳の情報紙や健康レシピを置いてあります

住所 亀山市栄町 1488-224 (オークワ南側)
 電話 0595-83-4338 定休日 水曜・祝日
 営業時間 9:00~17:00
 ホームページ [補聴器プラザあすなる](#) で検索

労働保険の加入手続きはお済みですか？

労働保険は、労災保険と雇用保険の総称です。従業員（パート、アルバイトを含む）を一人でも雇っている場合は、労働保険に加入しなければなりません。従業員や事業主の皆様が安心して働ける職場づくりのため、労働保険に加入してください。亀山商工会議所では、厚生労働大臣の認可を受けて、労働保険の事務組合として、労働保険に関する事務手続きの代行業務を行っております。

事務委託対象事業主 常時使用する労働

者が三〇〇人（金融・保険・不動産・小売は五〇人、卸売業・サービス業は一〇〇人）以下の事業主の方

こういう方にお勧め ◆事務手続きがわからない ◆人手不足で書類作成や届出等の事務処理をする余裕がない ◆労働保険の年度更新が難しい ◆事業主および家族従事者も労働保険に加入したい。労働保険事務組合委託のメリット ①事務の手間が省ける ②保険料を三分納できる ③事業主が労災に入れる

【お問い合わせ先】

亀山商工会議所 労働保険事務組合

算定基礎届出

日本年金機構からのお知らせ
 事業主の皆さまへ

算定基礎届は正しく届けましょう

毎年七月に提出していただく「算定基礎届」は、七月一日現在のすべての被保険者（その年の六月一日以降に資格取得した方を除く）の四月・五月・六月に支払った報酬額（給与等）をもとに、その年の九月一日から翌年の八月三十一日までの標準報酬月額を決定するために必要な届出です。

この標準報酬月額厚生年金保険等の保険料や将来受給する年金額の計算の基礎となりますので正しく届けましょう。詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp>

スケジュール

7月

- 4日(水) 記帳継続指導
- 10日(火) 花火関係団体連絡会議
- 11日(水) 青年部正副監事会・役員会
- 12日(木) 女性部役員会
- 19日(木) 正副部会長会議
- 19日(木) 亀山市の道路整備に係る勉強会
- 20日(金) 青年部7月例会
- 21日(土) 関宿夏まつり(～22日(日))

8月

- 4日(土) 灯おどりまつりin亀山
- 亀山市納涼大会
- 18日(土) 亀山市関宿納涼花火大会

経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか？

年金だけでは不十分で、不安がある。
 自分で積み増しするには、どんなものがあるのかな…

1

加入し、掛金を毎月積み立てておけば…



2

将来、「廃業」「役員退任」等が生じたときに共済金をお受け取りいただけます。



3

現役引退後の安心した生活設計が図れます。



★掛金は全額所得控除の対象になります。(左図は掛金月額3万円の場合)

小規模企業共済制度

平成23年1月から、個人事業主の「共同経営者」も加入できます！
 一事業主につき「2名」まで。



加入できない 2名まで加入できる
 ※詳しくは下記連絡先まで

●共済制度の詳細内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。

共済制度のお申し込みは

亀山商工会議所

〒519-0124 三重県亀山市東御幸町39-8

TEL. 0595-82-1331 FAX. 0595-82-8987

制度の運営機関：独立行政法人中小企業基盤整備機構 TEL 050-5541-7171 (共済相談室) URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>